

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正について

1 経緯

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部が改正された。

この度の法改正は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等を鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例のほか、市区町村における災害弔慰金及び災害障害見舞金支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関設置に係る内容についての改正である。

※ 改正された法律等

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正災害弔慰金法」という）…令和元年6月7日公布

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（以下「災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令」という）…令和元年7月19日公布

○災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（以下「償還免除令」という）…令和元年7月19日公布

2 主な改正内容

(1) 改正災害弔慰金法

①災害援護資金の償還金の支払猶予（施行令から移行） 第13条

市区町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること

ただし、③の報告がなされていない場合を除く（追加）

②災害援護資金の償還免除（対象拡大） 第14条

市区町村は、貸付けを受けた者が次の理由により、償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるもの

ア 死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことによるもの

イ 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき（追加）

ただし、③の報告がなされていない場合（追加）及び保証人が償還できる場合（施行令から移行）を除く

③償還金の支払猶予等に係る報告等（新設） 第16条

市区町村は、償還金の支払猶予又は償還免除を判断するため、貸付けを受けた者又は保証人の収入、資産状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧、資料の提供を求めることができること

④市区町村における合議制の機関（新設） 第18条

市区町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるもの

⑤制度の周知徹底（新設） 第19条

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、制度の周知徹底を図るもの

⑥阪神・淡路大震災に係る償還免除の特例（新設） 附則第2条

市区町村は、被災者生活再建支援法制定前に生じた災害に係る災害援護資金について、貸付けを受けた者が内閣府令で定められた収入及び資産の状況により償還することが著しく困難であると認められる場合には、償還を免除することができること
ただし、③の報告がなされていない場合を除く

⑦本年4月1日前に生じた災害援護資金の保証債権に関する特例（新設） 附則第3条

貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市区町村が、償還期間の終期から10年を経過した後に、議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は当該市区町村に対し、相当する貸付金の償還を免除するもの

(2) 災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令 施行令第12条

改正災害弔慰金法の市区町村が災害援護資金の償還金の支払猶予を行うことができる場合の、やむを得ない理由について定めたもの

○盗難、疾病、負傷その他市区町村がやむを得ないと認めるもの（施行令に残した）

(3) 償還免除令第1条

改正災害弔慰金法の阪神・淡路大震災に係る償還免除の特例における、収入及び資産について定めたもの

①収入金額について

施行令に定める所得から租税等を控除した金額が150万円未満とするもの

②資産状況について

ア 償還に充てることのできる居住のための土地及び建物以外の資産がないこと

イ 預貯金（生活費の入金額を控除したもの）が20万円以下であること

(4) 施行時期 令和元年8月1日（一部は公布日から施行）

3 本区における対応

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に基づき、目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例について、第4回区議会定例会に改正議案を提出する予定である。

以 上

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

(議員立法)

公布：令和元年6月7日

施行：令和元年8月1日

<背景・趣旨>

- 平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成10年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成30年12月速報値）	未償還率
金額	1,326億円（うち国費884億円）	123億円（うち国費82億円）	9.3%
件数	57,448件	8,400件	14.6%

（参考）東日本大震災 521億円（29,551件）、熊本地震 13億円（728件）

→ 現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入25億円<債権管理コスト43億円）

- 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正する。

<改正法の概要>

- (1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除

・ 所得要件：総所得 - 公租公課 < 150万円（生活保護扶助費を参照）

*64歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成26年度）は150万5050円

・ 資産要件：

- ① 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
- ② ①以外の実物資産については、償還に充てることができるものを保有していないと認められること
- ③ 資産としての預貯金は20万円以下であること

- (2) 本年4月以降は保証人の可否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする
- (3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化
- (4) 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- (5) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する
- (6) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める
- (7) 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る